

☆思想と信教の自由、そして平和の構築へ

◆二月一日は「建国記念の日」と政府は定めています。この日はかつて、神話に基づいて、最初の天皇の神武天皇が即位をした「紀元節」とされていました。敗戦後、紀元節は廃止されます。しかし政府は一九六六年、この二月一日を「建国記念の日」としました。そこには「日本の建国は、天皇が即位し、天皇の日本支配が確立したその日から始まる」という神話を国民に思い起こさせようとする意図を思わざるを得ません。二月一日を「建国記念の日」という国の祝日にすることは、天皇の神格化を政府が国民に認めさせることを強制することです。しかしそれは、私たちの国を形作る日本国憲法において、決して認めることはできない重大な憲法違反です。

◆日本国憲法は、国民の「思想と信教の自由」の保障として、第十九条、第二〇条でこう言います。「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」。「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。如何なる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」。政府はこの憲法に規制されて存在します。ですから天皇を神格化することを、国が認めるかのように政治を運営することは許されません。日本という国は、国として、特定の宗教に特権を与えてはならない。そうであることで、国民の誰もが、自由にものを考え、何を信じるか、何を信じないかを、自由に決めることが出来る。そのことを日本国憲法は保障しています。

◆日本はかつて、天皇を神とすることで、その権力を利用する政府の暴走を止めることが出来ず、愚かな戦争に突き進みました。幾百万の命が失われました。しかしその悲惨な経験によって、日本は日本国憲法を得て「思想と信教の自由」を保障し、国が強制する考えから自由になりました。私たちは誰からも強制されず、自由に考え、自由に学び、自由に何かを信じることが許さる、自由の中で生活を営みます。

◆この自由が保障される中で、憲法は第一二条で「すべて国民は、個人として尊重される」として、個人の人權、人格の尊重を語ります。私たちが周りの人と一緒に生きて行く時に大切なことは、相手と自分、お互いの自由な心、人格を尊重し合いながら、一緒に生きて行くあり方を見出す努力をする、ということです。そこに「平和」に生きる、その道があります。相手を力で強制的に自分に従わせようとする、自由と人格の尊重に反する戦争という侵略行為は、「平和」とは相容れません。

◆二月一日の今日、私たちは日本国憲法が保障する「思想と信教の自由」の大切さを訴えます。誰もが自由な心で、周りの人と、互いの人格を尊重し合って生きる時、世界に「平和」を構築する道が見えてくると、日本国憲法は示しています。世界中で戦争が続いています。その中で、この日本国憲法を守り、そこで生きること、世界に「自由」と「平和」を構築する道を示し続ける者でありたい。このことに、共に力を尽くしましょう。

二〇二四年二月一日（日）護憲平和行進（通算六八四回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中央区紺屋町三〇一一一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条

宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。